

## 平成十一年政令第六十五号

当せん金付証票法第六条第一項の金融機関を定める政令

内閣は、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

当せん金付証票法第六条第一項の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 信用金庫及び信用金庫連合会
- 二 労働金庫及び労働金庫連合会
- 三 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 四 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 五 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等

## 附 則

この政令は、当せん金付証票法の一部を改正する法律（平成十年法律第四百四十号）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。